

業務仕様書

1 業務名

小型家電回収ボックス収集運搬業務

2 業務内容

札幌市（以下「委託者」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づき、市内の公共施設及び商業施設 36 カ所に小型家電回収ボックス（以下「ボックス」という。）を設置し、家庭で使用済みとなった小型電子機器等（以下「小型家電」といい、同法第 2 条第 2 項に規定するもので、若干の異物が混入している場合がある。）を回収している。

受託者は、委託者がボックスで回収した小型家電を収集し、委託者が指定する認定事業者の施設に運搬し引き渡す。

3 業務履行期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

4 回収予定量

211,000kg/年

（ただし、回収量は推計値であるため変動する可能性がある。）

5 回収予定場所

別紙 1 のとおり

（ただし、回収場所は契約途中で変更になる場合がある。）

6 作業要領

(1) 収集作業

ア 業務日

土曜日・日曜日・1月1日～1月3日を除く日

（ただし、委託者は受託者と協議の上、業務に従事すべき日を変更することができる。）

イ 作業内容

受託者は上記 5 の施設に設置しているボックスに投入された小型家電を収集する。

小型家電はボックス内のフレコンバッグに投入されているため、フレコンバッグごと収集し、委託者が別途用意するフレコンバッグと交換すること。なお、小型家電はボックスとは別に保管されている場合もあるため留意すること。

ボックス設置施設から、ボックスの付近に投棄された物品の引渡しがあった場合は、ボックス内の小型家電と併せて収集すること。小型家電リサイクル法対象品目以外の場

合（例、家電4品目、電池類、電球・蛍光灯）は、委託者の指示に従い、委託者に引き渡すこと。

なお、収集作業の業務日が下記(2)アの業務日でなく、収集作業当日に引渡し作業を行わないときは、収集した小型家電を、委託者の指示に従い、篠路清掃工場跡地屋内またはごみ資源化工場敷地内（いずれも札幌市北区篠路町福移153）に一時保管すること。

(2) 引渡し作業

ア 業務日

土曜日・日曜日・祝日・夏季休業・年末年始等の引渡し場所の休業日を除く日

（ただし、委託者は受託者と協議の上、業務に従事すべき日を変更することができる。）

イ 作業内容

収集作業で収集した小型家電を、委託者が指定する引渡し場所（札幌市内または札幌市域から10km圏内に所在する施設）に搬入する。なお、収集日が祝日等で収集作業当日に引渡し作業を行わず、旧篠路清掃工場跡地屋内またはごみ資源化工場敷地内に一時保管した小型家電は、引渡し場所の翌営業日に搬入すること。

搬入の際は、引渡し場所の計量所において計量を行う。なお、計量の都度、必要事項を記載した小型家電引渡し計量票（別紙2）を、引渡し場所の従業員に渡し、重量を記載した小型家電引渡し計量票の交付を受けること。

引き渡しの際は、引渡し場所の作業員の指示に従い、小型家電をフレコンバッグごと引き渡し、作業完了後に前回以前の引渡しに使用したフレコンバッグの返還を受けること。なお、返還を受けたフレコンバッグは再利用すること。

(3) 返却作業

ア 業務日

(ア) 引渡し場所での返却日

土曜日・日曜日・祝日・夏季休業・年末年始休業等引渡し場所の休業日を除く日

(イ) 委託者への引渡し日

土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く日

イ 作業内容

委託者の指示に従い、引渡し作業を行う際に引渡し場所から委託者が引き渡した小型家電に含まれている異物や回収対象外品目の返却を受け、委託者に引き渡すこと。ただし、委託者の業務時間内に引き渡すことができない場合は、委託者の指示に従い、篠路清掃工場跡地屋内またはごみ資源化工場敷地内に一時保管することができる。なお、一時保管後は、返却物を可燃物・不燃物等の種別に分けて、速やかに委託者に引き渡すこと。また、一時保管するときは、上記(1)イの作業において一時保管した小型家電と混同しないよう特に注意すること。

7 履行報告及び履行検査

(1) 履行報告

受託者は、上記6の作業終了後、作業報告書（別紙3）を作成し、委託者に報告すること。作業報告書には、引渡し場所において発行された小型家電引渡計量票を添付すること。

(2) 履行検査

受託者は、毎月、業務実施報告書を作成し、翌月10日までに委託者に提出し検査を受けること。

8 使用車両

収集運搬作業に使用する車両は、受託者が用意する。

なお、車両は箱型トラックを使用することとし、事前に使用車両届（別紙4）により届け出ることとする。

9 収集の調整

(1) 収集頻度

上記5の各回収予定場所の定期的な収集頻度は概ね次のとおりとするが、各ボックスの集積状況によって、適切な収集頻度に調整すること。なお、回収曜日及び積込み場所等については、受託者の責任においてボックス設置施設と調整すること。

ア 商業施設、白石区役所、清田区役所

週3回

イ 市役所本庁舎、区役所（白石区役所、清田区役所を除く）、地区リサイクルセンター

週2回

ウ 篠路出張所、リサイクルプラザ宮の沢、平岸プール、つどーむ

週1回

エ 各清掃事務所

月1回

(2) 回収依頼への対応

上記(1)の定期的な収集のほか、ボックス設置施設から回収依頼があった場合は、委託者から受託者に連絡するので、翌日中に収集できる体制とすること。

(3) 年末年始の収集計画

年末年始時期においては、ボックス設置施設と搬入先の工場の営業日を確認した上で、回収の計画を立てること。

10 収集計画の作成

受託者は、小型家電の回収計画を作成し、契約後速やかに委託者に提出すること。

11 作業上の注意事項

- (1) 作業が著しく遅滞したり、その他作業上の問題が生じた場合は、速やかに委託者に連絡し指示を受けること。
- (2) 使用車両は常に清潔を保持するとともに、常に整備点検を行う適正に維持管理すること。
- (3) 積雪期は、使用車両にスコップ・スノーヘルパー・チェーン等を装備し、円滑な運行の確保に努めること。
- (4) 委託者が受託者の作業用機材を点検し、不備と認めるものについては、受託者の費用負担によりその不備事項を改善しなければならない。
- (5) 処理施設への搬入時及び計量時には、他の収集運搬車両等に留意しながら、誘導灯(員)の指示に従わなければならない。
- (6) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)等関係法令を遵守し、交通事故の防止を図ること。
- (7) 業務の実施に際しては、当該業務の効率的実施と公共性を十分に認識し、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - ア 業務の実施に際しては、作業従事者の服装を常に清潔に保ち、市民に対しては常に親切でいねいに接し、言動・態度等において市民の信頼を損なうことのないようにすること。
 - イ 業務の履行に関して、第三者から金品を受領しないこと。
 - ウ 市民の財産その他に損害を与えないようにすること。
 - エ 通行人等に危険を及ぼさないよう、また、交通の妨げとならないよう特に注意するとともに、ごみの飛散を防止すること。
- (8) 受託者は業務上知りえた情報を漏らしてはならない。また、受託者が業務上知りえた情報等について、受託者は漏えいや盗難、滅失、毀損、その他の事故を防止するための安全措置を講じるほか、秘密保持に関して必要な措置を講じるものとする。特に、本業務では、パソコン、携帯電話や記憶媒体類(SDカード、ハードディスク等)といった個人情報を含む機器を取り扱うことから、受託者は個人情報の保護に十分に努めること。
- (9) 受託者は、業務を実施するにあたって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)、小型家電リサイクル法及びその他関係法令等を順守すること。

12 労働災害・事故対策

受託者は、業務の履行に際して以下の事項を遵守し、労働災害・交通事故等の防止に努めなければならない。

- (1) 作業中に交通事故あるいは作業事故が生じた場合は適切な措置をとるとともに、ただちに口頭で循環型社会推進課長に報告し、すみやかに書面による事故報告書を提出すること。
- (2) 事故が生じたときは、受託者は関係者に対し、誠意を持って対応するとともに、事故により生じた一切の責任を負担するものとする。

- (3) 事故防止については、十分留意の上、従事者の教育に努めること。
- (4) 業務に使用する車両等は、受託者の負担により、車両毎に任意保険を契約しなければならない。
- (5) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及びその他関連法令に定めるところにより、自己の従業員に対する安全及び衛生についての対策、福利厚生並びに研修等について、適正に実施しなければならない。特に、安全衛生対策の実施に当たっては、委託者の指導に従い、作業の安全に努めなければならない。

13 環境負荷の低減に関すること

環境負荷の低減に関し、次のように定める。

- (1) 本役務の履行においては環境負荷の低減に努めること。
- (2) 自動車を使用する役務について
 - ア 極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。
 - イ 環境に負荷の少ない運転をすること。
 - (7) 急発進、急加速、空ふかしをしないこと。
 - (4) 適正な空気圧、経済速度で走行すること。
 - (7) 不要な荷物、道具類は積まないこと。
 - ウ アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。
 - (7) 駐停車して自動車を離れるときは、エンジンを止めること。
 - (4) 長時間駐停車しているときは、エンジンを止めること。
 - (7) 必要以上の暖気運転及び冷暖房のためのアイドリングを自粛すること。

14 その他

本仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関する事柄については、委託者と受託者の協議の上で決定することとする。

回収予定場所 (計 36 カ所 : 市有施設 24 カ所、商業施設 12 カ所)

施設名称	所在地
市役所本庁舎	中央区北 1 条西 2 丁目
中央区役所(※1)	中央区南 3 条西 11 丁目
北区役所	北区北 24 条西 6 丁目 1-1
篠路出張所	北区篠路 4 条 7 丁目 2-40
東区役所	東区北 11 条東 7 丁目 1-1
白石区役所	白石区南郷通 1 丁目南 8-1
厚別区役所	厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 3-2
豊平区役所	豊平区平岸 6 条 10 丁目 1-1
清田区役所	清田区平岡 1 条 1 丁目 2-1
南区役所	南区真駒内幸町 2 丁目 2-1
西区役所	西区琴似 2 条 7 丁目 1-1
手稲区役所	手稲区前田 1 条 11 丁目 1-10
北地区リサイクルセンター	北区あいの里 2 条 6 丁目 1-10 (廃棄物空気輸送センター内)
厚別地区リサイクルセンター	厚別区厚別東 3 条 1 丁目 1-10 (リユースプラザ内)
中央地区リサイクルセンター	南区南 30 条西 8 丁目 7-1 (中央清掃事務所敷地内)
西地区リサイクルセンター	西区二十四軒 4 条 1 丁目 5 JR 高架下 (リサイクルプラザ二十四軒サテライト内)
リサイクルプラザ宮の沢(※2)	西区宮の沢 1 条 1 丁目 1-10 (ちえりあ 1F)
北清掃事務所	北区屯田町 990-3
東清掃事務所	東区丘珠町 873-1
白石清掃事務所	白石区東米里 2170-1
豊平・南清掃事務所	南区真駒内 602
西清掃事務所	西区発寒 15 条 14 丁目 2-1
つどーむ	東区栄町 885 番地 1
平岸プール	豊平区平岸 5 条 14 丁目 1-1
イオン札幌桑園店	中央区北 8 条西 14 丁目 28
イトーヨーカドー屯田店	北区屯田 8 条 3 丁目 5-1
イオン札幌麻生店	北区北 39 条西 4 丁目 1-5
イオン札幌苗穂店	東区東苗穂 2 条 3 丁目 1-1
イトーヨーカドーアリオ札幌店(※3)	東区北 7 条東 9 丁目 2-20
ラソラ札幌	白石区東札幌 3 条 1 丁目 1-1
イオン新さっぽろ店	厚別区厚別中央 2 条 5 丁目 7-1
イオン札幌平岡店	清田区平岡 3 条 5 丁目 3-1
イオン札幌藻岩店	南区川沿 2 条 2 丁目 1-1
イオン札幌発寒店	西区発寒 8 条 12 丁目 1-1
イオン札幌琴似店	西区琴似 2 条 4 丁目 2-2
イオンスーパーセンター手稲山口店	手稲区明日風 6 丁目 1-1

※1) 中央区役所は令和 4 年 1 月に仮庁舎に移転し、仮庁舎には回収ボックスを設置しない。

※2) リサイクルプラザ宮の沢は令和 3 年 3 月～令和 4 年 1 月までちえりあの改修工事に伴い休館し、休館中は令和 3 年 4 月～令和 3 年 12 月 (予定) の間、中央区北 4 条西 15 丁目 1-53 北 5 条通ビル 5 階に回収ボックスを設置する。

※3) イトーヨーカドーアリオ札幌店は 2 カ所に回収ボックスを設置している。

小型家電引渡計量票

(別紙2)

(所在地)

(名称)

以下のとおり、小型家電を引き渡しました。

(以下は引渡しを行う者が記入する。)

引渡日	令和 年 月 日 () 時 分
引渡場所	
車両 No	
フレコン 数量	袋

(以下は引渡しを受けた者が記入する)

重量	kg
----	----

小型家電回収ボックス収集運搬業務 作業報告書

令和 年 月 日 () 天候 ()

小型家電回収ボックス収集運搬業務について以下のとおり報告します。

報告者	
報告先	札幌市環境局環境事業部 循環型社会推進課

1 収集運搬作業

車両番号	運転手氏名	出発時間	帰着時間	走行距離
		:	:	km
		:	:	km

(1) 収集量

※引渡し場所への搬入を行わなかった日は搬入時間及び収集量の記入は不要とし、引渡し時に備考欄を記入すること。

回数	車両番号	搬入時間	収集量	収集個所数
		:	kg	カ所
		:	kg	カ所
		:	kg	カ所

※収集量には以下の収集日分を含む。			
月	日分	月	日分
月	日分	月	日分
月	日分	月	日分
月	日分	月	日分

(2) 回収場所

※回収を行った場所に✓をつけること

<input checked="" type="checkbox"/>	回収場所	<input checked="" type="checkbox"/>	回収場所	<input checked="" type="checkbox"/>	回収場所	<input checked="" type="checkbox"/>	回収場所
	札幌市役所本庁舎		南区役所		東清掃事務所		イオン札幌苗穂店
	中央区役所		西区役所		白石清掃事務所		イトーヨーカドー札幌店
	北区役所		手稲区役所		豊平・南清掃事務所		ラゾラ札幌
	篠路出張所		北地区リサイクルセンター		西清掃事務所		イオン新さっぽろ店
	東区役所		厚別地区リサイクルセンター		つどーむ		イオン札幌平岡店
	白石区役所		中央地区リサイクルセンター		平岸プール		イオン札幌藻岩店
	厚別区役所		西地区リサイクルセンター		イオン札幌桑園店		イオン札幌発寒店
	豊平区役所		リサイクルプラザ宮の沢		イトーヨーカドー屯田店		イオン札幌琴似店
	清田区役所		北清掃事務所		イオン札幌麻生店		イオンスーパーセンター手稲山口店

【小型家電引渡計量票添付欄】

使用車両届

(あて先) 札幌市長

業者名

代表者

印

番号	登録番号	メーカー	車種	年式	車検有効期限	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

下記資料を添付して提出してください。

- 1 前面と斜め前からの写真 (ナンバープレートが写っていること。)
- 2 車検証の写し